

定性的な開示事項

一. 連結の範囲に関する事項

イ. 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はあります。

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は7社です。

名 称	主要な業務の内容
ぶざん総合リース株式会社	一般リース、延払取引、オートリース業務
ぶざん保証株式会社	個人向け融資に係る信用保証業務
むさしのカード株式会社	クレジットカード（JCB,VISA）、金銭の貸付、カード業務に係る信用保証業務
ぶざんシステムサービス株式会社	コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務
株式会社ぶざん地域経済研究所	県内経済・産業の調査研究、経営・税務等の相談、各種セミナーの開催
株式会社ぶざんキャピタル	ベンチャー企業等への投資、経営相談
むさしのハーモニー株式会社	事務代行業務

ハ. 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当ありません。

二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額ならびに主要な業務の内容

連結グループに属していない会社等は1社です。

(単位：百万円)

名 称	総資産	純資産	主要な業務の内容
むさしの地域創生推進ファンド 投資事業有限責任組合	209	209	投資業務

(注) 総資産、純資産は2021年12月期決算の計数を記載しております。

ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

制限等はありません。

二. 自己資本調達手段（その額の全額又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

当行は、自己資本調達手段としては、普通株式により資本調達を行っております。

(2022年3月31日)

発行主体	株式会社武蔵野銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	84,097百万円
単体自己資本比率	84,097百万円

(注) 連結子会社の自己資本調達手段についても、普通株式により資本調達を行っております。

三. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、保有するリスクに見合った十分な自己資本が確保されているか否かを評価するために、毎月開催するALMにかかる経営会議において、次の項目についてモニタリングすることにより、自己資本の充実度を評価しております。

なお、評価結果につきましては、毎月の取締役会に報告し、今後の資本計画等に反映される体制として

ております。

- ・各リスクカテゴリーに配賦した資本に対するリスク量の金額・比率
- ・自己資本に対する全てのリスク量の金額・比率
- ・全てのリスクが顕在化したと仮定した場合の自己資本比率
- ・自己資本に対する銀行勘定の金利リスク量の金額・比率

自己資本の構成に関する開示事項

定性的な開示事項

定量的な開示事項

報酬等に関する開示事項

定性的な開示事項

四. 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化等により、貸出金などの利息や元本の回収が困難となるリスクをいいます。

(管理方針)

厳正な融資審査、自己査定及び与信業務管理を徹底し、リスク量の適正な把握と与信ポートフォリオ管理の充実に努め、資産の健全性確保と収益性向上を目指します。

(管理・運営体制)

当行では、資産内容の健全性を維持強化するために従前より、審査部門の独立性を堅持し、厳正な審査・管理体制を構築するとともに、お取引先別に客観的な判断、貸出方針の確立を図るため、格付制度を導入し、信用リスク管理の充実に努めています。与信運営につきましても、法人向け貸出では、規模別・業種別の構成に配慮するとともに、担保価値に過度に依存することなく返済能力などに十分留意しております。また、個人向け貸出では、独自の審査モデルをベースとした自動審査システムを構築し、対応しております。

(貸倒引当金の計上基準)

貸倒引当金の計上基準につきましては、連結は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」、単体は「重要な会計方針」の該当部分をご参照ください。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

当行では、リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性や信頼性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切と判断し、エクスポージャーの種類にかかわらず、次の格付機関4社を使用しております。

株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)

五. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(信用リスク削減方法とは)

当行では、自己資本比率の算出において、自己資本比率告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。

信用リスク削減方法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当します。(方針及び手続き)

エクスポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められている適格金融資産担保については、当行が定める「担保評価基準」に基づいて、評価及び管理を行っており、自行預金、日本国政府又は我が国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。また、保証については政府関係機関等の保証ならびに我が国の地方公共団体の保証が主体となっており、信用度の評価については、すべて政府保証と同様に判定しております。貸出金と自行預金の相殺に当たっては、債務者の担保(総合口座を含む)登録のない定期預金を対象としております。

六. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、派生商品取引及び長期決済期間取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、取引枠を設定し管理しております。

派生商品取引の信用リスク算出に当たっては、カレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出したうえで、当行全体の信用リスクの状況を月次でリスク管理にかかる経営会議に報告しております。

なお、当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

七. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行は2021年度においては証券化エクスポージャーを保有しておりません。

八. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

(オペレーショナル・リスクの管理方針)

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクであります。

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行う上で、全ての行動・事象に内在していることを認識の上、モラルある行動や、正確な事務の実践、未然防止対策等によりリスクの発生防止、極小化を図るとともに、緊急時の場合でも迅速・適切な対応により、必要最低限の業務の継続を可能とすることを管理方針としております。

(オペレーショナル・リスクの管理手続)

当行では、オペレーショナル・リスクの範囲、種類が多岐にわたるため、①事務リスク、②システムリスク、③その他のオペレーショナル・リスク (a 法務リスク、b 人的リスク、c 有形資産リスク、d 風評リスク) に区分し、各リスク毎に規程を定め、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理するとともに、総合的な管理部署が全体を管理する体制としております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出については、「粗利益配分手法」を適用しております。

九. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、出資等又は株式等のリスク管理については、「リスクを的確に把握するとともに、経営戦略、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールの実施により、業務運営の健全化・適切性を確保する」とした市場リスクの管理方針に則り、経営体力に応じた適切なリスク限度を設定し、毎月定例のALM委員会で、資産・負債及びオフ・バランス取引に内在するリスクを的確に把握した上で、金利・経済環境の予測を基に、収益確保の方策に対する管理・運営方針を協議し、ALMにかかる経営会議の承認を得て実施しております。

リスク限度の設定については、半期毎に自己資本や翌期の予算計画、今後の金利・経済環境の予測を勘案したVaR (バリュー・アット・リスク) によるリスク限度額をALM委員会で協議し、ALMにかかる経営会議で承認しております。

株式等の価格変動リスクのVaR (バリュー・アット・リスク) は、信頼水準は99%、保有期間を政策株式は1年、その他は3か月として計測しております。

株式等の評価については、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法 (売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

十. 金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動ならびに銀行勘定全体の資金利益とした上で管理を行っております。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」ならびにそれらに係る経過勘定としております。

なお、連結子会社が保有する金利リスクについては、単体に対する影響が軽微であることから、金利リスク算出の対象外としております。

- (2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
当行では、金利リスク管理については、「リスクを的確に把握するとともに、経営戦略、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールの実施により、業務運営の健全化・適切性を確保する」とした市場リスクの管理方針に則り、経営体力に応じた適切なリスク限度を設定し、毎月定例のALM委員会で、資産・負債及びオフ・バランス取引に内在するリスクを的確に把握したうえで、金利・経済環境の予測を基に、収益確保の方策に対する管理・運営方針を協議し、ALMにかかる経営会議の承認を得て実施しております。
リスク限度の設定については、半期ごとに自己資本や翌期の予算計画、今後の金利・経済環境の予測を勘案したVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク限度額をALM委員会で協議し、ALMにかかる経営会議で承認しております。
- (3) 金利リスク計測の頻度
銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては、月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクは、前営業日を基準日として日次で計測しております。
- (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当行では、リスクの管理を目的として、有価証券ならびに貸出金に対して、主に金利スワップ取引を活用したヘッジを実施しております。
なお、半期に1回、ALMにかかる経営会議で、ヘッジにかかる方針を定めております。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIならびに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
 - (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2022年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は、3年です。
 - (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を5年としております。
 - (c) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提は、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金をコア預金と推計し、内部モデルを用いて満期を割当てております。
 - (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、開示告示に関するQ&Aに定める保守的な前提を採用しております。
 - (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
複数の通貨の取扱については、主要な通貨を計測対象としており、集計にあたっては、通貨間の相関は考慮せず、保守的な方法により集計しております。
 - (f) スプレッドに関する前提
スプレッドに関しては、割引金利にはスプレッドを含めずリスクフリーレートを使用し、キャッシュフローにはスプレッドを含めております。
 - (g) 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はございません。
 - (h) 前事業年度末の開示からの変動に関するその他の説明
△EVE（最大値）は、預金残高の増加を主因に、前期末比13,958百万円減少し、19,980百万円となりました。△NII（最大値）については、前期末比13百万円減少し、4,255百万円となりました。

- (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当行の△EVEは、自己資本の20%以内であり、金利リスク管理上、問題ない水準と認識しております。
- (2) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
 - (a) 金利ショックに関する説明
当行では、主としてVaR（バリュー・アット・リスク）を用い、金利による時価変動リスク量を算定しております。
VaRの算出にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しております。
 - (b) 金利リスク計測の前提及びその意味
銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布にしたがうと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を5年間、信頼区間を99%としております。
また、保有期間については、銀行勘定全体のVaR算定時の保有期間及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaR算定時の保有期間は、ともに6ヵ月としております。